

養老町役場EV充電設備等導入事業に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、養老町（以下「町」と呼ぶ。）役場に電気自動車を利用可能な充電設備（配線等の附帯設備等を含む。以下「EV充電設備等」という）を導入するにあたり、EV充電設備等を設置する事業者について、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業の名称

養老町役場EV充電設備等導入事業

(2) 事業の内容

別紙「養老町役場EV充電設備等導入事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 事業の期間

事業期間は、EV充電設備等の運用開始後5か年が経過した日が属する年度の末日までの期間とする。ただし、町との協議により、期間を延長することとなった場合は、この限りではない。

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている単独企業又は複数の企業で構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 単独企業

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）
- ② 町において令和8・9年度物件入札参加有資格者名簿に搭載されている者であること
※ 資格を有しない者で提案を希望する者は、令和8・9年度養老町物件入札参加資格審査申請の随時受付期間である令和8年5月1日以降に速やかに申請手続きを行うこと
- ③ 本プロポーザルの募集開始の日から受注者決定の日までの間、町の指名停止の措置を受けていないこと
- ④ 養老町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年養老町告示第32号）第3条に規定する排除措置の対象となる法人等でないこと
- ⑤ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと

(2) 共同企業体

- ① 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同企業体の代表者が決められており、その代表者が提案書等の提出を行うものであって、かつその代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる者であること
- ② 共同企業体の各構成員が単独企業の全ての要件（(1)①～⑦に掲げる要件）を満たす者であること
- ③ 代表者を除く全ての構成員が、代表者に代表権を委任していること
- ④ 共同企業体において協定が締結されており、協定書（任意様式）には、構成員の役割分担が明確に記載されていること
- ⑤ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと

4 実施スケジュール

期間等	項目
令和8年4月16日（木）	実施要領等の公表・配付
令和8年5月7日（木）午後5時まで	プロポーザル参加申込・質問書の受付期間
令和8年5月11日（月）	質問の回答
令和8年5月11日（月）	参加資格要件確認結果の連絡・提案書提出要請
令和8年5月19日（火）午後5時まで	提案書等受付期限
令和8年5月21日（木）（予定）	審査
令和8年5月26日（火）（予定）	受託候補者選定の通知・公表
令和8年5月29日（金）（予定）	契約締結

5 プロポーザル実施要領等の配布

令和8年4月16日（木）より、町公式ホームページからダウンロードすること。

※ 郵送による配付は行わない。

6 プロポーザル参加申込

プロポーザルに参加を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

- (1) 提出方法 直接持参又は郵送
※ 郵送の際は「特定記録」「簡易書留」「一般書留」「配達記録」「レターパック」等送付記録が残る方法で郵送すること
- (2) 提出先 〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田 798 番地
養老町役場 産業建設部建設課 財産管理係
- (3) 提出期限 令和8年5月7日（木）午後5時まで（必着）

(4) 提出書類

内 容	備 考
①提案意向申請書（様式1）	
②参加資格確認書（様式2）	
③共同企業体に係る協定書の写し	※ 単独企業の場合は不要
④共同企業体に係る委任状	※ 単独企業の場合は不要
⑤その他	
・ 会社概要	会社パンフレット等（所在地、業務内容、資本金、社員数等がわかるもの）
・ 直近事業年度の経営状況が分かる書類	

(5) 参加資格要件の確認

提出書類に基づき参加資格の有無の確認を行った後、令和8年5月11日（月）までに、結果通知書により通知するとともに、提案資格を満たした者に対し、提案書等の提出を要請する。

7 質問の受付及び回答

実施要領、提案書等の作成又は提出に関し質問がある場合は、質問書（様式3）により提出すること。

(1) 提出方法 電子メール（必ず電話で到達確認をすること。）

(2) 提出先 養老町役場 産業建設部建設課 財産管理係
E-Mail : 11kensetsu@town.yoro.gifu.jp
電話番号 : 0584-32-5081（直通）

(3) 提出期限 令和8年5月7日（木）午後5時（必着）

(4) 回答 令和8年5月11日（月）までに、町公式ホームページに掲載する。

8 提案書等の提出

提案資格を得た者は、次により提案書等を作成し提出すること。

(1) 提案書類の規格等

- ① 提案書の形式は、A4版・片綴じ・横書き・両面印刷とし、統一した綴じ方によりページ番号を付与すること。
- ② 様式等が示されたものは、その様式を用い作成すること。
- ③ 必要に応じてA3版を使用する場合は2ページ扱いとする。
- ④ 提案書は1事業者につき、1案とする。
- ⑤ 各種提出書類に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- ⑥ 記述内容については、専門的知識を有しない者に対する配慮をし、専門用語や略語等においては、注釈をつけるなどの配慮をすること。

(2) 提案書類

次の書類を5部(正本1部(押印したもの) 副本4部(正本の写し))作成し提出すること。
また、書類データをCD-Rに格納し1部提出すること。

- ・ 提案書(表紙)(様式第5号)
- ・ 企画提案書(任意様式。ただし、A4判30ページ以内とする。)

(3) 企画提案書への記載事項

仕様書、9(3)「審査基準及び採点」を参照の上、次の項目を具体的かつ簡潔に記載すること。

- ・ 仕様書を踏まえた企画の内容、業務スケジュールを示すこと。
- ・ 国の補助事業を活用する場合は、補助事業の条件に適応した内容とし、申請スケジュールなども併せて示すこと。
- ・ 業務実施体制(責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制等)を示すこと。
- ・ 設置希望場所については、公表情報等に基づき、整備方針(仮案)を示すこと。施設の駐車場区画等を十分に考慮するとともに、施設の運用・維持管理等に支障をきたすことのないようEV充電設備等の規模を企画し、その設備の仕様や設置口数などを示すこと。
- ・ 利用料金、利用システムについて示すこと。
- ・ 業務実施期間における維持管理及び運営の方法を示すこと。また、トラブル等緊急時の対応についてもその方法を示すこと。
- ・ その他、仕様書に記載された内容以外に追加可能な提案があれば積極的に記載すること。

(4) 提出方法 直接持参又は郵送

※ 郵送の際は「特定記録」「簡易書留」「一般書留」「配達記録」「レターパック」等送付記録が残る方法で郵送すること

(5) 提出先 〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田 798 番地 養老町役場 産業建設部建設課 財産管理係

(6) 提出期限 令和8年5月19日(火)午後5時

(7) その他

- ・ 提出後の提案書等の変更、差し替えは認めない。
- ・ 提案書等を許可なく他に公表、貸与、使用しないこと。
- ・ プロポーザル提案意向申請書等又は提案書等の提出後に辞退する場合は、参加辞退届(任意様式)を提出すること。

9 受託候補者の特定

(1) 特定方法

評価委員会を設置し、上記8で提出された提案書等の書面審査により受託候補者を特定する。プレゼンテーションによる審査は行わない。

(2) 審査

提案書等について、評価委員会委員が9(3)「審査基準及び採点」に基づき、委員ごとに採点を行い、各委員の採点の平均点が最も高い1者を特定し、候補者とする。

ただし、各委員の採点の平均点が、満点の60パーセントを満たす企画提案者がいなかった場合には、受託候補者の特定の対象としない。

(3) 審査基準及び採点

審査は100点を満点とし、次のように項目別に配点する。

審査項目	評価視点	配分
業務実施体制	・業務を円滑に遂行できる能力や体制を有していると認められるか。	10点
	・財務状況、資金調達等に問題がなく、長期における事業継続性が保証できる提案であるか。	10点
	・利用者からの問い合わせや苦情に対して迅速かつ円滑に対応することができる体制が整っているか。 ・設備の不具合発生等の不測の事態が発生した場合のスキームが整っており、町に負担がないように配慮されているか。	10点
事業内容	・事業の全体スケジュールは、実現可能性があり、迅速なEV充電設備等の設置・運用が期待できるものとなっているか。	10点
	・設置するEV充電設備の整備内容は明確かつ妥当性があるものか。 ・既存系統・配管等に損傷を与えない施工方法であると見込まれるか。また、EV充電設備と車が接触しづらい設計であると見込まれるか。	15点
利用価格・方法及び電気料金の還元	・利用者の利用料金は明確で適切なものか。	10点
	・利便性の高い利用システムが構築されているか。	10点
	・電気料金の還元の金額及び方法は明確か。	10点
独自提案	・事業者独自の視点で、事業の内容に資する積極的な提案があるか。また、それが実現可能であるか。 (例 災害時の対応について) ・EVの導入拡大、普及推進に資する提案がなされているか。	15点
合 計		100点
評価点数は以下のとおり A：特に優れている B：優れている C：普通 D：やや不十分 E：不十分 【評価】 A：配点×1.0 B：配点×0.8 C：配点×0.6 D：配点×0.4 E：配点×0.2		

※ 各評価委員が審査項目について審査、A～Eの5段階評価を行う。

※ 当該最高点数者が複数ある場合は、評価委員会の議決により特定する。

10 審査結果

審査結果は、参加者に後日書面で通知するとともに、受託候補者の名称等を町公式ホームページで公表する。なお、審査結果に関する質問・異議については受け付けない。

11 契約の締結

- (1) 本業務の目的を達成するため、提案書に記載された内容を元に評価した結果をもって、受託候補者を特定し、本業務の契約を締結する。従って、受託候補者の特定をもって、提案書の記載された全内容を承認するものではない。
- (2) 審査結果に基づいて受託候補者と、業務の内容や工程を協議し、仕様書の内容を確定し、当町の承認を得ることとする。このとき、提案書に虚偽の記載が判明した場合は、受託候補者としての権利を失う。その際は、次点者と交渉を行う。

12 協定の締結

町は、選定された候補者と本業務を円滑に実施するため、協定を締結するものとする。

13 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
- ② 提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③ 提出書類に不備があった場合
- ④ 他の参加者と提案の内容について相談を行ったことが判明した場合
- ⑤ 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ その他、本実施要領に違反する行為があった場合

14 その他

- (1) 提出案は、提案者1者につき1案とする。
- (2) プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。